

見舞金給付会便り

より多くの目で子どもたちを見守りましょう！

2004年の夏、三重県の小学校敷地内の町営プールで、当時3年生の児童が溺れ、重い脳障害を負うという事故がありました。そして、市と監視していた教師1人保護者4人に対し損害賠償を求める訴訟となりました。「所定の位置を離れていて、溺れた児童に気付かず救助が遅れたのは、監視をしていた側の安全管理が不十分といえる」と、その落ち度が指摘されました。その後、地裁の和解勧告を受け入れ、市と5人の監視員が連帯して両親に対し賠償金を支払うことで結審しました。

9月と11月の審査会で、「PTA主催の夏休みのプール開放」が大きな話題になりました。「子どもたちのため」という善意の活動ではありますが万全の対策を考えておく必要があります。

見舞金給付会としては規程により、万が一、プールでの死亡事故が発生した場合でも、『死亡弔慰金として上限150万円まで』しか給付することができません。

そのため、県PTA連合会は、損害賠償責任保険（PTA団体保険）に加入しています。これまでも、PTAに管理・運営上の不備があり、法律上の損害賠償責任を負った場合、その責任部分について保険会社から賠償金をお支払いいただいています。

「遊泳中の子どもたちが全員プールから上がったのを確認してから休憩するといった『プール監視時の注意事項』を徹底し、より多くの大人の目で子どもたちを見守ることに尽きる」と、審査会で話し合われました。

賠償責任保険の自己負担額（千円、五千元）は単P負担となります！

左欄で述べました「損害賠償責任保険」については、毎年その契約内容を見直し、保険会社4～5社に見積もりを取り、審査会にて委託保険会社を決定しています。最近、賠償責任に関する災害例が増えてきましたので、平成28年度は契約保険内容の見直しをする予定です。但し、単Pにご負担していただく「自己負担額」はこれまでと変わりありません。対人・対物賠償については千円、借用物賠償については五千元となります。

本年度の災害報告から
①はねた石が駐車中の車のガラスを破損！

草刈機で除草中にはねた石が、8m程離れた場所に駐車していた車のフロントガラスに当たり、破損させてしまったという事例がありました。ナイロンロープ式の草刈機は、石を思った以上に遠くまで飛ばします。前もって、作業場所付近を避けて駐車していただくことが大切です。

②手をつないでの親子競技で転倒し大怪我！

運動会の親子競技で、手をつないで走っていてカーブで子どもが先に転び、親も転倒して顎の骨を骨折された事例がありました。手をつないでいたため、転びそうになっても身をかばうことが即座にできなかったということです。

これ以外にも、手をつないだまま勢いよく回ったため、転んでケガをされた事例もありました。外回りをする人がバランスを崩しやすいので、回るときは特にスピード加減をしなくては危ないですね。

『PTA24保険』（任意保険）への加入もご検討を！

見舞金給付会への問い合わせの中で、「PTA24保険」に加入されていればお支払いしていただけたのに…という事例がよくあります。「PTA24保険」は日常生活における総合保障保険で、部活中や旅行中でのケガも対象となっています。自転車事故等による損害賠償責任、疾病による入院や手術、食中毒や熱中症等も対象となっており、その補償内容も充実しています。

年間保険料も児童生徒タイプで5,000円から10,630円までと格安になっています。（詳しくはPTA24保険事務局☎058-240-2022へお問い合わせください）なお、加入申込期日（4月25日）を過ぎたあとの申込も可能ですので、上記のPTA24保険事務局へお問い合わせください。

再確認願います！

○見舞金給付会からの給付は、PTAが主催・共催して行う事業の活動中での災害（主にケガ）に限られています。

○損害賠償責任保険については、PTA主催・共催事業の活動中の災害であっても、会員個人の賠償責任を補償するものではありません。

【問い合わせ先】

岐阜県PTA見舞金給付会
岐阜市北八ツ寺町7

岐阜県校長会館3階

事務局長 深見 洋一

TEL 058-262-3257

FAX 058-262-3259

E-mail: info@g-pta.com

10:00~13:00

月・火・木・金